

社会福祉法

(昭和二十六年三月二十九日)

(法律第四十五号)

第十回通常国会

第三次吉田内閣

社会福祉事業法をここに公布する。

社会福祉法

(平一二法一一一・改称)

(専門分科会)

第十一条 地方社会福祉審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。

2 地方社会福祉審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じ、老人福祉専門分科会その他の専門分科会を置くことができる。

(昭三八法一三三・昭六〇法九〇・平六法五六・一部改正、平一二法一一一・旧第十条繰下、平一一法一六〇(平一二法一一一)・一部改正)